

養護盲老人ホーム明光園 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）運営規定

第1条 社会福祉法人視覚障害者福祉会（以下「事業者」という）が開設する養護盲老人ホーム明光園指定特定施設入居者生活介護事業所（介護予防を含む）（以下「施設」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 指定特定施設入居者生活介護の施設の職員（以下「職員」という。）は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 2 介護予防特定施設入居者生活介護の職員は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 4 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 5 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるものとする。
 - 6 事業の実施に当たっては、事業者の所在する市町村、地域包括支援センター、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
 - 7 事業者は指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の安定的かつ継続的な事業運営に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 養護盲老人ホーム 明光園

二 所在地 群馬県前橋市樋越町 19-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1名 養護盲老人ホーム明光園施設長とする。

施設長は、施設の管理、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 看護職員 1名以上

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

四 介護職員 10名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の利用者にサービスの提供を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

六 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、職員と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第6条 入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入居定員 50名

なお、職員の員数の算定基礎とした利用者の数は30人（要介護者30人）である。

二 居室数 二人部屋 2室

個室 46室

静養室 2室

(特定介護等の内容)

第7条 特定介護等の内容は、次のとおりとする。

一 特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）の作成

二 入浴・・・週2回以上の入浴（入浴をさせられないときは清拭）

三 排泄・・・排泄の自立についての必要な援助。おむつ使用者に対するおむつの適切な取り換え。

- 四 食事、離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- 五 機能訓練
- 六 健康管理
- 七 相談、援助
- 八 利用者の家族及び地域との連携

(利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 介護居室は、より適切な指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）を提供するための部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への入居を行うこととする。

- 2 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合。
- 3 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合。
- 4 その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への入居を判断した場合。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっては、重要説明事項を記した文書を交付して説明を行い、指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 4 職員は指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その容体及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(利用料等)

第10条 指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項の規定するもののほか、次に掲げる費用については、別に支払いを受けるものとする。
 - (1) オムツ代・・・実費
 - (2) その他利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用・・・実費
- 4 前項までの利用料に係るサービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又は家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

- 第 1 1 条 施設は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 施設は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 1 2 条 指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第 1 3 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練等を実施する。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第 1 4 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 2 回以上）実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第 1 5 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

- 第 1 6 条 管理者（施設長）は指定特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 1 7 条 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、

利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- 4 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を実施する。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置き、担当者には必要な研修を受講させることとする。
- 6 施設は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 7 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第18条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこととする。
- 2 施設は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - 三 介護職員等の職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修の実施

(虐待への対応)

- 第19条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 4 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置き、担当者には必要な研修を受講させることとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 施設は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- 2 施設は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
 - 3 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者（施設長）との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成18年10月1日より施行する。

この規定の一部改正は、平成26年4月1日より施行する。

この規定の一部改正は、平成27年4月1日より施行する。

この規定の一部改正は、平成27年8月1日より施行する。

この規定の一部改正は、平成29年3月1日より施行する。

この規定の一部改正は、平成30年4月1日より施行する。

この規定の一部改正は、令和元年10月1日より施行する。

この規定の一部改正は、令和3年4月1日より施行する。

この規定の一部改正は、令和4年8月1日より施行する。

この規定の一部改正は、令和5年11月1日より施行する。

この規定の一部改正は、令和7年4月1日より施行する。